

令和4年

第14回教育委員会会議 議事録

秋田県教育委員会

令和4年第14回教育委員会会議 議事録

1 期 日 令和4年9月29日 木曜日

2 場 所 教育委員室

3 開 会 午後2時

4 閉 会 午後2時5分

5 出席者 教育長 安田 浩幸

委 員 吉村 昌之

岩佐 信宏

大塚和歌子

伊勢 昌弘

奥 真由美

6 説明のための出席者

教育次長 伊藤 真人

教育次長

和田 渉

総務課長 元野 隆史

教職員給与課給与第一班長 富士盛 亜紀

義務教育課長 稲畑 航平

7 会議に付した事項

議案第36号 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について

議案第37号 市町村立学校職員の育児休業に関する規則の一部を改正する規則案について

8 可決した事項

議案第36号 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について

議案第37号 市町村立学校職員の育児休業に関する規則の一部を改正する規則案について

9 会議の要旨

【安田教育長】

ただいまから、令和4年第14回教育委員会会議を開催いたします。

本日の議事録署名員は3番大塚委員と4番伊勢委員にお願いします。

はじめに、議案第36号「市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について」、教職員給与課から説明をお願いします。

【教職員給与課給与第一班長】

議案第 3 6 号「市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について」
説明概要

- ・ 地方公務員の育児休業等に関する法律等の施行に鑑み、所要の規定の整備を行うものである。
- ・ 改正内容は 2 点あり、一つ目は、子の出生の日から 5 7 日間における育児休業と、それ以外の育児休業の承認に係る期間が、それぞれ 1 か月以下である場合、これらの期間は期末手当に係る在職期間から除算しないこととするものである。二つ目は、一つ目と同様に、勤勉手当に係る勤務期間から除算しないこととするものである。
- ・ これまで、育児休業の承認にかかる期間が 2 回以上あるときは、それぞれの期間を合算して 1 か月以上である場合、除算対象としていたが、この規定を整備し、育児休業の取得促進を図ろうとするものである
- ・ 施行期日は令和 4 年 1 0 月 1 日である。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。
特になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。
議案第 3 6 号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、議案第 3 6 号を原案どおり可決します。
次に、議案第 3 7 号「市町村立学校職員の育児休業に関する規則の一部を改正する規則案について」義務教育課長から説明をお願いします。

【義務教育課長】

議案第 3 7 号「市町村立学校職員の育児休業に関する規則の一部を改正する規則案について」説明概要

- ・ 職員の育児休業等について定めた人事院規則19-0の一部改正等に伴い、市町村立学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正するものである。
- ・ 改正内容は 2 点あり、一つ目は、非常勤職員が子の 1 歳 6 か月到達日及び子の 2 歳に達す

る日までに育児休業をすることができる特別の事情を定めるものである。二つ目は、非常勤職員が子の１歳到達日及び１歳６か月到達日後に育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合に育児休業をすることができる、いくつかの例外を定めるものである。例えば、ある子どもを養育するために育児休業していたが、その子どもが死亡した場合に、別の子どもの養育のために育児休業する場合等である。

- ・ 施行期日は令和４年１０月１日である。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【岩佐委員】

県立学校職員に関しては、同じような規定があるのでしょうか。

【義務教育課長】

議案は非常勤職員についてですけれども、常勤の職員については、県の職員に関する給与の制度がそのまま適用されますので、公務員一般の育児休業が適用されております。近年徐々に、男性でも育児休業を取る方が増えてきておりますので、制度が浸透しつつあるのだと思います。今回は非常勤職員に対して、より柔軟に育児休業を取っていただけるよう規定を整備したものであります。

【安田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第３７号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第３７号を原案どおり可決します。

予定された案件は以上ですが、他に何かございませんでしょうか。

他になれば、以上で本日の会議を閉じます。

お疲れさまでした。